

令和 6 年 度
鳴門市国民健康保険運営協議会
議 案 書

◎日 時 令和 6 年 10 月 10 日 (木) 13:30～

◎会 場 鳴門市役所 2 階 大会議室

1. 会議次第

(1) 開会

(2) 副市長あいさつ

(3) 会長・副会長選出

(4) 会長あいさつ

(5) 議事録署名委員選任

(6) 議事

第1号議案 令和5年度国民健康保険特別会計決算について

その他の報告について

(7) 閉会

令和5年度 国民健康保険特別会計決算について

(歳入)

(単位：千円)

区 分		予算現額 (A)	決算額 (B)	差引増減 (B-A)	説 明		
国 保 料	一 般	現 年	医 療 分	900,654	908,298	7,644	保険料のうち国保事業費納付金（医療給付費分）等に充てられるものです
			後 期 支 援 分	267,934	270,149	2,215	保険料のうち国保事業費納付金（後期高齢者支援金分）に充てられるものです
			介 護 分	92,743	93,576	833	保険料のうち国保事業費納付金（介護納付金分）に充てられるものです
		過 年	医 療 分	19,169	26,882	7,713	前年度までに納付されなかった保険料です（滞納繰越）
			後 期 支 援 分	5,956	7,814	1,858	
			介 護 分	2,612	4,034	1,422	
	小 計		1,289,068	1,310,753	21,685		
	退 職	現 年	医 療 分	0	0	0	●退職被保険者 国保の被保険者であって65歳未満のかた、原則として被用者年金の老齢（退職）年金の受給権者（加入期間が20年以上又は40歳以降10年以上）が対象となります
			後 期 支 援 分	0	0	0	
			介 護 分	0	0	0	
		過 年	医 療 分	34	2	△ 32	退職者医療制度は平成26年度末で廃止され、経過措置として対象者が65歳に達するまでは引き続き適用となりましたが、本市において令和2年度以降対象者は0人です
			後 期 支 援 分	10	1	△ 9	
			介 護 分	12	1	△ 11	
小 計		56	4	△ 52			
合 計		1,289,124	1,310,758	21,634			
督 促 手 数 料		400	387	△ 13			
国 庫 支 出 金	社会保障・税番号制度システム整備費補助金		0	52	52	マイナンバーカードと健康保険証の一体化を周知広報事業に対する補助金です	
	健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金		0	52	52	出産育児一時金50万円の支給に対する5,000円/件の補助金（令和5年度のみ）です	
	合 計		0	104	104		
県 支 出 金	保 険 給 付 費 等 交 付 金	普通交付金	5,185,134	4,922,613	△ 262,521	県が市町村に交付する交付金のことで、市町村が保険給付に要した費用について交付される普通交付金と、市町村の財政状況などに応じて交付される特別交付金があります 普通交付金は国・県の公費、各市町村からの納付金のほか、被用者保険からの拠出金等を財源とした前期高齢者交付金等からなります	
		特別交付金	166,094	112,183	△ 53,911		
		小 計	5,351,228	5,034,796	△ 316,432		
合 計		5,351,228	5,034,796	△ 316,432			
一 般 会 計 繰 入 金	保 険 基 盤 安 定 繰 入 金		251,523	251,524	1	低所得者を対象とした保険料軽減相当額について一般会計から繰り入れるものです	
	保 険 者 支 援 制 度 繰 入 金		146,569	146,569	0		
	未 就 学 児 均 等 割 保 険 料		2,129	2,129	0	未就学児の均等割保険料軽減相当額について一般会計から繰り入れるものです	
	産 前 産 後 保 険 料 繰 入 金		35	35	0	出産予定または出産された方の所得割・均等割保険料軽減相当額について一般会計から繰り入れるものです	
	職 員 給 与 費 等		138,815	138,815	1	国民健康保険関係職員や事務に係る費用です	
	出 産 育 児 一 時 金		3,912	3,912	0	出産育児一時金の財源として一般会計から繰り入れるものです	
	財 政 安 定 化 支 援 事 業		83,265	83,265	0	国保会計の安定化のために一般会計から繰り入れるものです	
合 計		626,248	626,250	2			
諸 収 入	延 滞 金		1,601	1,953	352		
	第 三 者 納 付 金 ・ 返 納 金		10,550	9,374	△ 1,176	交通事故等第三者が負担すべき医療費について第三者から納付されたものや不当利得等による医療費の返納金です	
	利 子 及 び 配 当 金		10	11	1	財政調整基金の運用利子です	
	指 定 公 費 負 担 医 療 費 納 付 金		50	0	△ 50		
	そ の 他 雑 入		0	0	0		
合 計		12,211	11,338	△ 873			
繰 越 金		81,159	81,160	1	前年度会計からの繰越金です		
財 政 調 整 基 金 繰 入 金		0	0	0	国保会計の安定化のために財政調整基金から繰り入れるものです		
繰 上 充 用 金		0	0	0			
歳 入 合 計		7,360,370	7,064,791	△ 295,579			

令和5年度 国民健康保険特別会計決算について

(歳出)

(単位：千円)

区 分		予算現額 (A)	決算額 (B)	差引増減 (B-A)	説 明		
総務	一般管理費	職員給与費	43,510	41,427	△ 2,083	国民健康保険関係職員(資格・給付)に係る費用です	
		電算共同処理関係費	26,656	26,312	△ 344	国保連合会の共同処理に係る費用です	
		その他事務費	8,021	7,888	△ 133	国保事業の運営に係る一般管理費用です	
		医療費適正化特別対策事業費	11,403	9,518	△ 1,885	医療費適正化のためのレセプト点検等の費用です	
		基金積立金	50,286	11	△ 50,275	財政調整基金への積立金です	
		連合会負担金	13,036	13,035	△ 1	国保連合会への業務委託のための負担金です	
		小計	152,912	98,192	△ 54,720		
	費	総務費	職員給与費	28,241	26,066	△ 2,175	国民健康保険関係職員(賦課・収納)に係る費用です
			賦課徴収費	10,378	9,480	△ 898	国民健康保険料の賦課・徴収事務に係る費用です
			収納率向上特別対策事業費	5,843	4,515	△ 1,328	国民健康保険料の収納率向上に係る費用です
小計			44,462	40,062	△ 4,400		
運営協議会費	397	172	△ 225	市国保運営協議会に係る費用です			
合計	197,771	138,426	△ 59,345				
保険給付費	療養諸費	一般	療養給付費	4,437,424	4,202,819	△ 234,605	療養費用(医療・薬剤等)の個人負担分を除いた残りを保険給付するものです
			療養費	37,810	37,290	△ 520	補装具の費用など被保険者が一時立て替えて支払い、その後申請により保険給付するものです
			小計	4,475,234	4,240,109	△ 235,125	
		退職	療養給付費	50	0	△ 50	
			療養費	10	0	△ 10	
			小計	60	0	△ 60	
	審査支払手数料	21,914	20,234	△ 1,680	レセプトの審査に係る費用です		
	計	4,497,208	4,260,343	△ 236,865			
	高額療養費	一般高額療養費	687,583	671,138	△ 16,445	医療費の1ヶ月の自己負担額が限度額を超えた場合に、その超えた額を保険給付するものです	
		退職高額療養費	10	0	△ 10		
		一般高額介護合算療養費	500	661	161	1年間に「医療」と「介護」の両方に自己負担があり、その額が限度額を超えた場合に、超えた額を保険給付するものです	
		退職高額介護合算療養費	20	0	△ 20		
		計	688,113	671,799	△ 16,314		
	移送費	20	0	△ 20	疾病等により移動困難な患者が、医師の指示により、緊急に入院・転院の必要があり、移送された場合に給付するものです		
	出産育児一時金	12,600	7,064	△ 5,536	被保険者の出産に対して給付するものです		
出産育児一時金支払手数料	7	3	△ 4	出産育児一時金の支払に係る国保連合会への手数料です			
葬祭費	2,000	1,640	△ 360	被保険者の死亡に伴い給付するものです			
傷病手当諸費	720	115	△ 605	コロナにより休業した被保険者に対して給付するものです			
合計	5,200,668	4,940,964	△ 259,704				
国保納付金費	医療給付費分	1,289,205	1,289,205	△ 0	保険給付費などの見込額から、国や県の公費、前期高齢者交付金等で賄われる部分を除いた額を基本に、市町村の医療費水準や所得水準を考慮して県が市町村ごとに決定します		
	後期高齢者支援金等分	416,917	416,916	△ 1			
	介護納付金分	142,208	142,208	△ 0	市町村は保険料などにより、納付金を納めます		
	合計	1,848,330	1,848,329	△ 1			
共同事業拠出金	5	0	△ 5				
事業費	保健	保健事業費	26,717	21,183	△ 5,534	人間ドック等被保険者の健康増進等に関する費用です	
		特定健診等事業費	66,603	39,565	△ 27,038	特定健診・特定保健指導に係る費用です	
		合計	93,320	60,748	△ 32,572		
諸支出金	保険料還付金	5,010	866	△ 4,144	賦課額の修正等により、還付した保険料です		
	償還金	13,216	13,062	△ 154	国や県からの交付金において実績確定による返納金です		
	指定公費負担医療費	50	0	△ 50			
	合計	18,276	13,928	△ 4,348			
予備費	2,000	0	△ 2,000				
歳出合計	7,360,370	7,002,395	△ 357,975				
令和6年度への繰越額				62,396			

1. 令和5年度特定健康診査・特定保健指導について

(1) 特定健診及び特定保健指導対象者の値

令和5年度の特定健診については、対象者8,711人、受診者3,378人、受診率38.8%であり、前年度と比較して、0.4ポイントの増加となっております。

診療情報提供事業（みなし健診）の実施者は44人、他の健診結果提供者は22人となっております。

今後においても、通知等による勧奨を積極的に行い、受診率の向上を図ります。

① 特定健診及び特定保健指導対象者の推移

※令和6年7月末時点

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健診	対象者数	10,231人	10,226人	9,951人	9,295人	8,711人
	受診者数	3,291人	3,793人	3,878人	3,569人	3,378人
	受診率	32.2%	37.1%	39.0%	38.4%	38.8%
	目標値	40%	45%	50%	55%	60%
特定保健指導	対象者数	460人	517人	480人	440人	371人
	動機づけ支援	379人	424人	397人	370人	301人
	積極的支援	81人	93人	83人	70人	70人
	実施者数	352人	329人	317人	313人	259人
	動機づけ支援	315人	309人	276人	268人	221人
	積極的支援	37人	20人	41人	45人	38人
	実施率	76.5%	63.6%	66.0%	71.1%	69.8%
	目標値	60%	60%	60%	60%	60%

※平成30年度からは第3期特定健康診査等実施計画

② 集団健診実施状況

年度	実施日	実施場所	実施延べ人数			内訳		合計
			特定健診 (括弧はヤング健診再掲)	頸部超音波検査	PSA検査 (H30より実施)	男性	女性	
令和5年度	7月29日(土)	鳴門ふれあい健康館	28人(0人)	25人	16人	18人	12人	30人
	8月3日(木)		25人(0人)	22人	15人	16人	12人	28人
	10月26日(木)	瀬戸公民館	13人(0人)	21人	8人	9人	12人	21人
	11月25日(土)	鳴門ふれあい健康館	53人(18人)	26人	18人	35人	35人	70人
	12月5日(火)		60人(18人)	26人	16人	35人	38人	73人
	12月19日(火)			27人		7人	20人	27人
		合計	179人(36人)	147人	73人	120人	129人	249人
	前年度比	▲ 40	9	4	▲ 24	▲ 19	▲ 26	▲ 45

(2) 受診勧奨実施状況について

- ① 広報誌、庁内モニター、LINE等を活用したPR
- ② 既往歴や受診歴等から分類化した、効果的な個別受診勧奨通知の送付
- ③ 受診勧奨リーフレットの配布
- ④ ヤング健診周知のため、35歳～39歳の被保険者に対して案内文を送付
- ⑤ がん検診と同日実施で特定健診を5回開催

2. 令和5年度保健事業実施状況について

鳴門市国民健康保険加入者の健康の保持増進のため、継続的な事業の実施を目的とした「鳴門市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、令和5年度においても、重症化予防・発症予防への取り組みとして、下記の事業を実施しました。

①糖尿病精密検査（75g経口ブドウ糖負荷試験）事業

【事業目的】

糖尿病の疑いが否定できない者及び将来糖尿病を発症するリスクが高い方に対し、検査を行うことにより、適切な治療及び保健指導につなげる。

【評価】

	実施期間	事業内容	対象者	指導終了者	実施率
令和5年度	令和5年10月～	75g糖負荷検査 保健師・管理栄養士 による保健指導	117人	7人	6%

- ・検査実施者については、実施後、生活習慣の改善がみられる。
- ・事業対象者は、毎年同じ者が抽出される傾向があるが、検査の意義や必要性について理解してもらえるよう継続した支援に努める。

②受診勧奨判定値を超えている者への対策

【事業目的】

特定健康診査受診者のうち、健診結果で受診勧奨判定値を有する方で、生活習慣病未治療の方に対して受診勧奨及び保健指導を行うことにより、重症化の予防を図る。

【目標指標】

医療機関受診率：80%（レセプト・はがきによる確認）

【評価】

	実施期間	事業内容	対象者	指導終了者	実施率
令和5年度	令和5年6月～ 令和6年3月	保健師の個別訪問による受診勧奨・保健指導	343人	235人	69%

- ・一部、保健師、管理栄養士が訪問し、受診勧奨及び保健指導を行うことで、自分自身の身体を理解し、生活習慣の改善等につなげた。
- ・保健指導実施後には、レセプト等により、受診につながったかを確認し、未受診者には継続した支援を行う。

③早期介入保健指導事業（ヤング健診）

【事業目的】

20歳～39歳の被保険者を対象に健診を実施することにより、若年期からの生活習慣病の発症予防・重症化予防を図る。また、健診結果が生活習慣病予備群や受診勧奨判定値を超えている方に対して保健指導を行う。

【目標指標】

- ・被保険者の健診受診者数：50人
- ・保健指導対象者への面接率：100%

【評価】

	実施期間	事業内容	定員	受診者数	実施率
令和5年度	令和5年7月～ 令和5年12月	健診を受ける機会の少ない若年者向けの健康診査	50人	36人	72%
	実施期間	事業内容	対象者	指導終了者	実施率
	令和5年8月～ 令和6年3月	保健師の個別訪問による受診勧奨・保健指導	12人	2人	17%

- ・広報誌やLINE等の活用により、若年期からの健診の必要性を広く周知したが受診につながらなかった。
- ・健診受診者に対して保健師による保健指導を実施し、生活習慣病の発症予防につなげた。
- ・健診受診者は少数であるが、アンケートの実施等若年層のニーズにあった健診が提供できるように努める。

【アンケート結果より抜粋】

- ・自営業だから平日の開催が利用しやすい。
- ・負担額が少ないと助かる。 ・QRコードから電子申込ができるのは手軽。
- ・案内通知があるとわかりやすい、早めに通知していただくと休みが取りやすい。

④重症化予防事業

(1) 重症化予防対象者（糖尿病）

【事業目的】

特定健康診査受診者で、情報提供該当者のうち（特定保健指導対象者を除く）糖尿病未治療の方や糖尿病のコントロール不良に該当する方への保健指導を行うことにより、糖尿病の重症化を防ぐ。

【目標指標】

事業対象者への面接率：60%（訪問・来所相談を含む）

【評価】

	実施期間	事業内容	対象者	指導終了者	実施率
令和5年度	令和5年6月～ 令和6年3月	保健師・管理栄養士の個別訪問による保健指導	93人	38人	41%

(2) 重症化予防対象者（CKD）

【事業目的】

特定健康診査受診者で、情報提供該当者のうち（特定保健指導対象者を除く）腎臓専門医に紹介が必要な方に対して、保健指導を行うことにより、腎機能の低下を遅延させ、人工透析の導入を予防する。

【目標指標】

事業対象者への面接率：60%（訪問・来所相談を含む）

【評価】

	実施期間	事業内容	対象者	指導終了者	実施率
令和5年度	令和5年6月～ 令和6年3月	管理栄養士の個別訪問による保健指導	145人	51人	35%

(3) 重症化予防対象者（心電図有所見）

【事業目的】

特定健康診査受診者で、情報提供該当者のうち（特定保健指導対象者を除く）心電図所見（心房細動・心筋梗塞（疑い含む）を有する方及び心電図所見（異常Q波・陰性T波・ST低下・左脚ブロック）を有し、血糖値・脂質・血圧が受診勧奨判定値の方に対して、保健指導を行うことにより、心疾患の重症化を予防する。

【目標指標】

事業対象者への面接率：60%（訪問・来所相談を含む）

【評価】

	実施期間	事業内容	対象者	指導終了者	実施率
令和5年度	令和5年6月～ 令和6年3月	保健師の個別訪問による保健指導	60人	21人	35%

・訪問による保健指導を行うことで、自分自身の身体を理解し、生活習慣の改善及び医療機関受診につながった。

- ・治療や健診受診を中断させないように、継続した支援に努める。
- ・不在の場合には、資料を工夫し通知等で情報提供していくことが必要である。

⑤糖尿病性腎症重症化予防事業

【事業目的】

糖尿病性腎症の方で、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される方（人工透析導入前段階）に対して、医療機関と連携して保健指導を行うことにより、腎機能の低下を遅延させ、人工透析の導入を予防する。

【目標指標】

- ・事業対象者への面接率：80%（訪問・来所相談を含む）

【評価】

	実施期間	事業内容	対象者	指導終了者	実施率
令和5年度	令和5年6月～ 令和6年3月	保健師・管理栄養士の個別訪問による保健指導	125人	72人	58%

- ・管理栄養士による保健指導の実施により、食生活が改善され重症化予防につながった。
- ・医師との連携を図ることで、重症化予防につながり、人工透析への移行を防止することができた。

⑥特定保健指導未利用者対策

【事業目的】

特定保健指導未利用者に対し、利用勧奨の通知を実施し利用を促す。また、未利用者には訪問した際に、未利用の理由を確認し分析することで、特定保健指導の方法や指導内容を検討する。

【目標指標】

利用勧奨後の特定保健指導率：60%

【評価】

	実施期間	事業内容	対象者	指導終了者	実施率
令和5年度	令和6年3月～	利用勧奨通知の送付・保健師による個別訪問	180人	41人	23%

- ・特定保健指導対象者で、拒否の連絡があった方や資格喪失者を除き、申込みのない方に担当保健師が訪問を実施することで利用率の向上に努める。
- ・未受診の理由としては、時間がない、取り組む意志がない、治療を開始したなどである。

⑦頸部超音波検査（詳細検査）

【事業目的】

頸動脈に特化した検査を実施することで、早期に頸動脈の肥厚やプラークの状態を把握し、生活習慣の改善や、精密検査・治療が必要な方を医療につなげる。

【評価】

	実施期間	事業内容	対象者	受診者数	実施率
令和5年度	令和5年6月 令和6年1月	頸部超音波検査（詳細検査）	170人	19人	11%

- ・事業対象を40歳～64歳の特定保健指導対象者としたことで、保健指導実施率の低い若い世代に保健指導を行い、医療につなげることができた。
- ・事業実施者からは、血管の状態をイラストやプラークスコア等を使用して評価することで自身の血管の状態を知り、生活習慣の改善につながったという声が多く聞かれた。
- ・集団健診のオプションとして実施している頸部超音波検査についても、保健指導対象者には、保健師が頸部超音波検査の結果説明を行い、精密検査対象者については、医療機関への受診状況等の確認を行っている。

鳴門市国民健康保険運営協議会委員委嘱者名簿

任期 令和6年8月1日～令和9年7月31日

	氏 名	職 名 (所 属)	備 考
公益代表委員 8名	秋 田 美 代	鳴門教育大学副学長	
	藤 村 松 男	鳴門市自治振興連合会 大津地区会長	新任
	上 田 公 司	鳴門市議会議員	
	前 田 ナツ子	鳴門市議会議員	
	江 戸 貴 志	鳴門市議会議員	
	佐 藤 純 子	徳島県東部保健福祉局副局長兼徳島保健所長兼吉 野川保健所長	
	鈴 江 一 生	徳島県国民健康保険団体連合会事務局次長	新任
	住 友 正 幸	徳島県鳴門病院病院長	
医療機関等代表委員 8名	鵜 飼 伸 一	鳴門市医師会会長	
	山 上 敦 子	鳴門市医師会副会長	
	香 川 賢 一	鳴門市医師会副会長	新任
	小 川 哲 也	鳴門市医師会	新任
	原 田 慎 史	鳴門市医師会	新任
	中 森 義 昭	徳島県歯科医師会鳴門市歯科医師会会長	
	日 下 淳	徳島県歯科医師会鳴門市歯科医師会副会長	
	川 根 正 則	徳島県薬剤師会鳴門支部長	
被保険者代表委員 8名	出 口 静 江		
	森 北 由 里		
	澤 口 敬 明		
	藤 本 雅 史		
	勘 川 昌 宏		
	岡 本 啓 一		
	清 水 順 子		新任
	小 川 裕 司		新任
被用者保険等保 険者代表委 員(2名)	田 岡 誠 司	健康保険組合連合会徳島連合会常任理事	
	和 田 俊 秋	全国健康保険協会徳島支部企画総務グループ長	新任

—メモ—